

## 5 賃金構造基本統計調査関係



# 賃金構造基本統計調査結果の活用について

## 1 賃金構造基本統計調査の概要

### (1) 調査の実施機関

厚生労働省

### (2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

### (3) 調査の時期

6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について、7月に調査を行う。

### (4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃 (平成26年分は平成27年2月19日公表)

## 2 調査の対象

### (1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

### (2) 産業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく16大産業[鉱業,採石業,砂利採取業,建設業,製造業,電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業,郵便業,卸売業,小売業,金融業,保険業,不動産業,物品賃貸業,学術研究,専門・技術サービス業,宿泊業,飲食サービス業,生活関連サービス業,娯楽業,教育,学習支援業,医療,福祉,複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)]

### (3) 事業所

5人以上の常用労働者<sup>※</sup>を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

### 3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができない。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受け、そこから大阪市内の事業所に係るデータを抽出した。

#### (1) 事業所単位のデータ

##### 【調査事業所数の状況】

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	合計
大阪市内	1,106 所	1,152 所	1,082 所	3,340 所

##### 【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

#### (2) 個人単位のデータ

##### 【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	合計
大阪 市内	調査実人員	21,422 人	23,716 人	21,334 人	66,472 人
	母集団復元後	約 95.9 万人	約 95.5 万人	約 90.1 万人	約 281.5 万人

##### 【主な調査項目】

- 性別    ○最終学歴    ○年齢    ○勤続年数    ○実労働日数
- 雇用形態
  - ・ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
  - ・ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
  - ・ 常用労働者 100 人以上を雇用する企業に限る。
- 職種番号
  - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額
  - ※ 通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査
- 超過労働給与額
- 前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

#### 4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

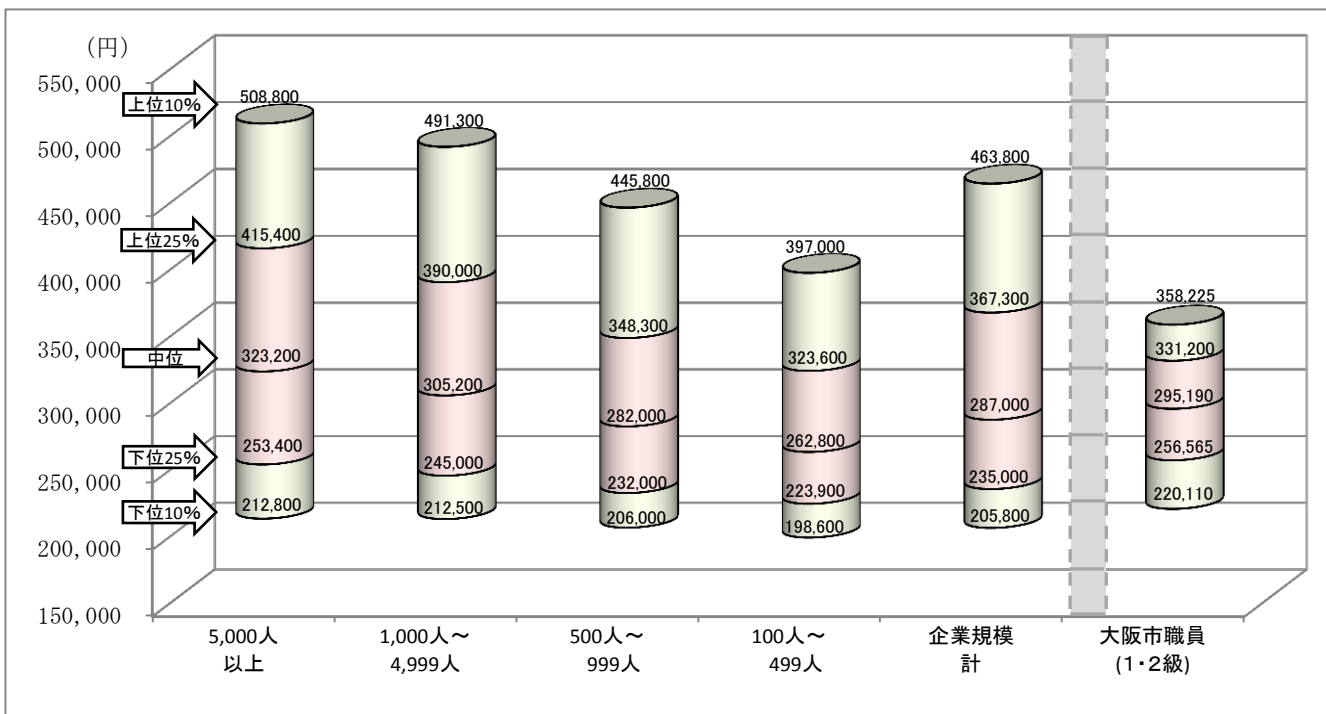
名称 (実施機関)	職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	
調査時点	月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月	
調査期間	5月初旬から6月中旬	7月	
結果公表時期	当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表	
対象事業所規模	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)	
対象産業	全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)	
母集団及び抽出数	平成24年から平成26年までの合計 大阪市：母集団 約57.4万人 調査実人員 55,088人 ⇒抽出率 約9.6%	平成24年から平成26年までの合計 大阪市：母集団 約281.5万人 調査実人員 66,472人 ⇒抽出率 約2.4%	
企業規模区分	50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)	
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者 に限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (ただし、項目により正社員・正職員と それ以外を区分)
	就業形態*	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (ただし、項目により一般労働者と区 分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし (鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、 製造業に属する労働者では、生産労働者 とそれ以外を区分。その他、事務・技術 を除く職種別集計あり。)
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階	支店長・工場長、部長、部次長、課長、 課長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、非役職者の4 段階 (企業規模100人以上に限る)	

#### ※就業形態について

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

第 31 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（非役職者）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	508,800円	491,300円	445,800円	397,000円	463,800円	358,225円
上位25%	415,400円	390,000円	348,300円	323,600円	367,300円	331,200円
中位	323,200円	305,200円	282,000円	262,800円	287,000円	295,190円
下位25%	253,400円	245,000円	232,000円	223,900円	235,000円	256,565円
下位10%	212,800円	212,500円	206,000円	198,600円	205,800円	220,110円

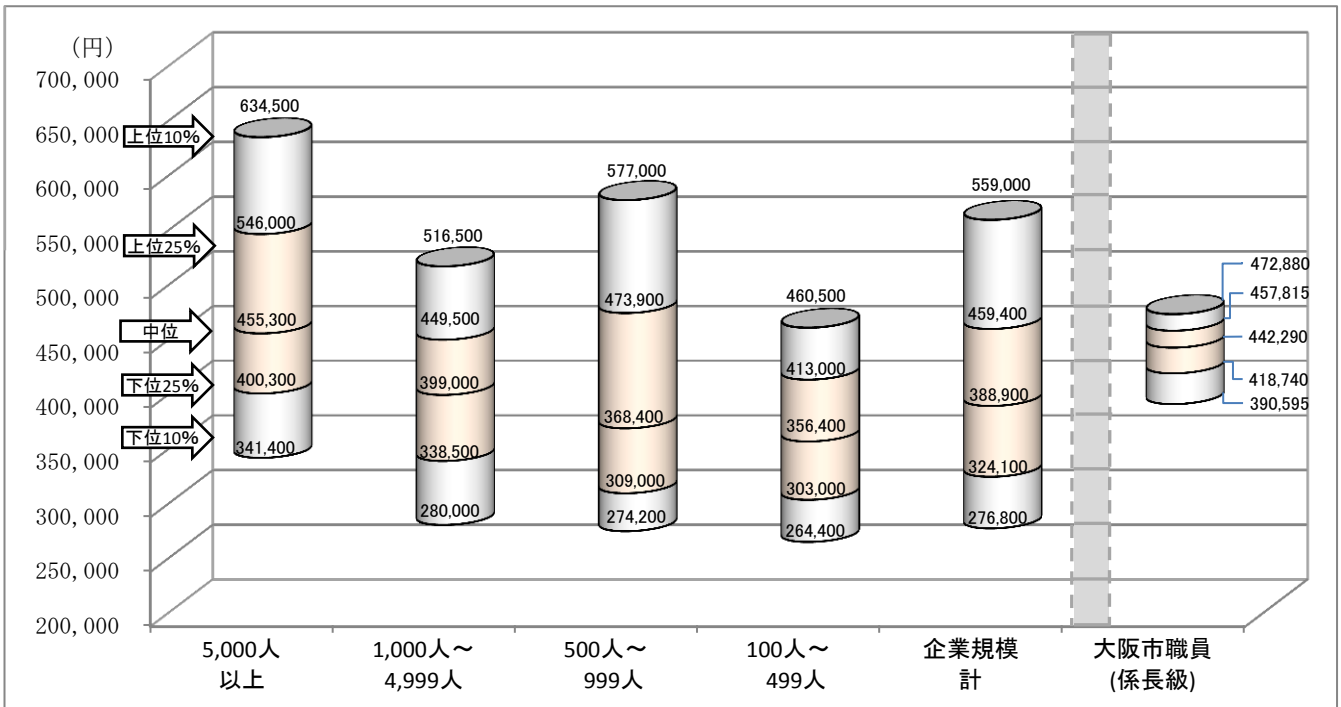
- (注) 1. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成24年から平成26年までの3年間の調査データで算出した。  
 (以下、第34表までにおいて同じ。)
2. 民間企業従業員の給与月額はいままで支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。  
 (以下、第34表までにおいて同じ。)
3. 大阪市職員の給与月額は、平成27年4月1日現在における行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。  
 (以下、第34表までにおいて同じ。)

調査結果を給与月額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。

- ① 上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額
- ② 上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与月額
- ③ 中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与月額
- ④ 下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1に該当する者の給与月額
- ⑤ 下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1に該当する者の給与月額

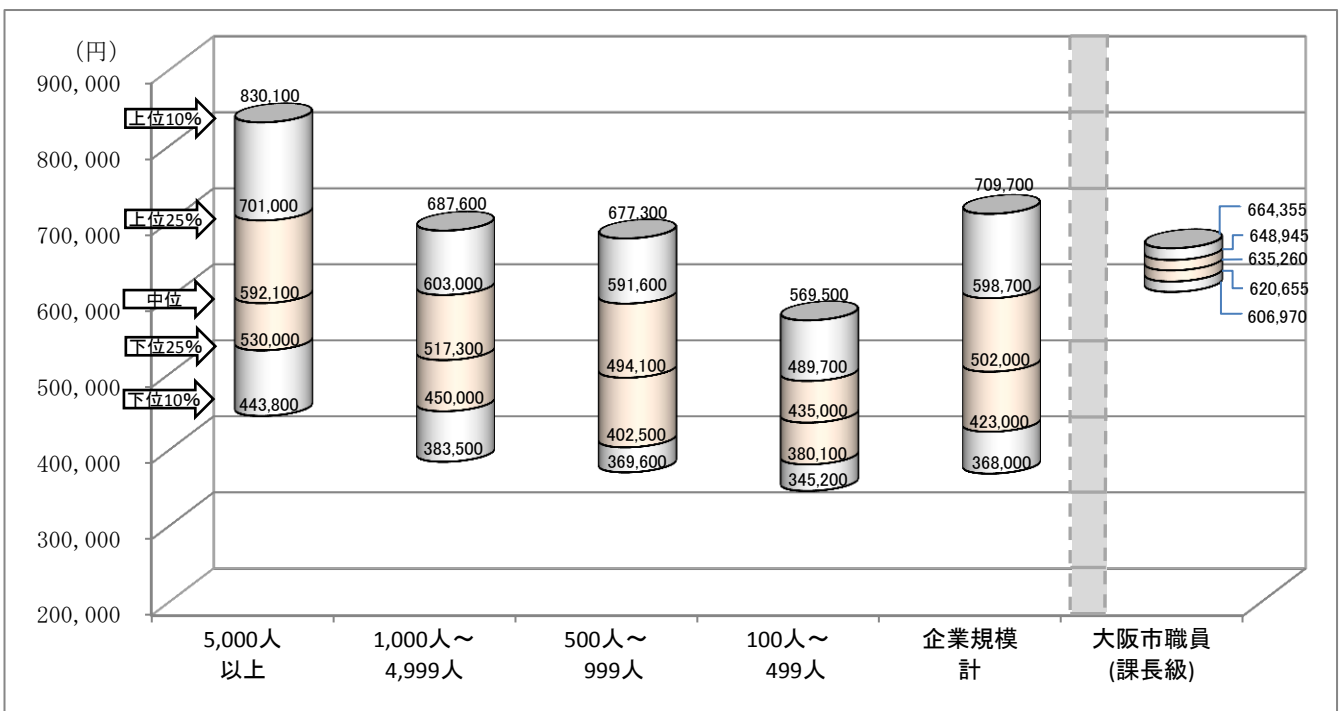
以下、第34表までにおいて同じ。

第 32 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（係長級）



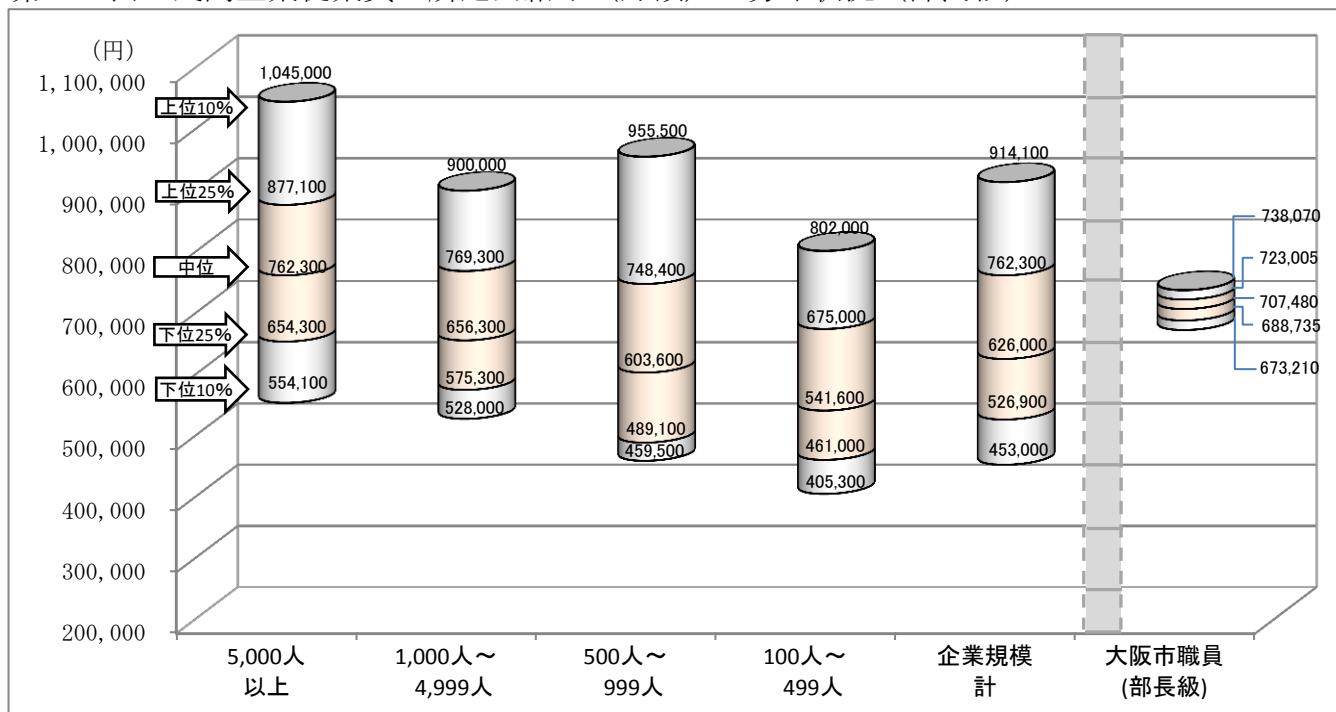
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	634,500円	516,500円	577,000円	460,500円	559,000円	472,880円
上位25%	546,000円	449,500円	473,900円	413,000円	459,400円	457,815円
中位	455,300円	399,000円	368,400円	356,400円	388,900円	442,290円
下位25%	400,300円	338,500円	309,000円	303,000円	324,100円	418,740円
下位10%	341,400円	280,000円	274,200円	264,400円	276,800円	390,595円

第 33 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（課長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	830,100円	687,600円	677,300円	569,500円	709,700円	664,355円
上位25%	701,000円	603,000円	591,600円	489,700円	598,700円	648,945円
中位	592,100円	517,300円	494,100円	435,000円	502,000円	635,260円
下位25%	530,000円	450,000円	402,500円	380,100円	423,000円	620,655円
下位10%	443,800円	383,500円	369,600円	345,200円	368,000円	606,970円

第 34 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（部長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	1,045,000円	900,000円	955,500円	802,000円	914,100円	738,070円
上位25%	877,100円	769,300円	748,400円	675,000円	762,300円	723,005円
中位	762,300円	656,300円	603,600円	541,600円	626,000円	707,480円
下位25%	654,300円	575,300円	489,100円	461,000円	526,900円	688,735円
下位10%	554,100円	528,000円	459,500円	405,300円	453,000円	673,210円



第 35 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較（大阪市職員の年齢等を基準）

その1 給与減額措置前

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	709,495円	51～53歳	28～30年	644,927円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	867,259円	51～53歳	28～30年	662,292円
	1,000～ 4,999人の企業			752,395円			624,297円
	500～999人の企業			656,869円			530,823円
	100～499人の企業			731,367円			502,019円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 157,764円	51～53歳	28～30年	▲ 17,365円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 42,900円			20,630円
	500～999人の企業			52,626円			114,104円
	100～499人の企業			▲ 21,872円			142,908円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		39～41歳	16～18年	406,100円	29～31歳	6～8年	281,033円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	522,127円	29～31歳	6～8年	326,408円
	1,000～ 4,999人の企業			444,266円			292,074円
	500～999人の企業			396,169円			281,100円
	100～499人の企業			364,982円			269,698円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	▲ 116,027円	29～31歳	6～8年	▲ 45,375円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 38,166円			▲ 11,041円
	500～999人の企業			9,931円			▲ 67円
	100～499人の企業			41,118円			11,335円

- （注）1. 年齢及び勤続年数は、経年比較ができるよう平成25年及び平成26年に比較を行った際と同様の階層を設定している。（平成25年4月1日現在における本市職員の平均及び在職者数の最も多い階層を考慮した階層。その2において同じ）
2. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成24年から平成26年までの3年間の調査データで算出した。（以下、その2及び次表において同じ。）
3. 民間企業従業員の平均給与月額はきまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。（以下、その2及び次表において同じ。）
4. 大阪市職員の平均給与月額は、平成27年4月1日現在における行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。

その2 給与減額措置後

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	677,097円	51～53歳	28～30年	615,539円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	867,259円	51～53歳	28～30年	662,292円
	1,000～ 4,999人の企業			752,395円			624,297円
	500～999人の企業			656,869円			530,823円
	100～499人の企業			731,367円			502,019円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 190,162円	51～53歳	28～30年	▲ 46,753円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 75,298円			▲ 8,758円
	500～999人の企業			20,228円			84,716円
	100～499人の企業			▲ 54,270円			113,520円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		39～41歳	16～18年	394,234円	29～31歳	6～8年	276,288円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	522,127円	29～31歳	6～8年	326,408円
	1,000～ 4,999人の企業			444,266円			292,074円
	500～999人の企業			396,169円			281,100円
	100～499人の企業			364,982円			269,698円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	▲ 127,893円	29～31歳	6～8年	▲ 50,120円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 50,032円			▲ 15,786円
	500～999人の企業			▲ 1,935円			▲ 4,812円
	100～499人の企業			29,252円			6,590円

- (注) 1. 大阪市職員の平均給与月額は、平成27年4月1日現在における行政職給料表適用者の、給与減額措置後の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。  
 2. 大阪市職員は、給与減額措置として、給料月額（局長級▲6.5%、部長級・課長級▲5.5%、課長代理級以下▲1.5%～▲4.5%）及び管理職手当（▲5%）の減額が実施されている。

第 36 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較(民間企業従業員の年齢等を基準)

その1 給与減額措置前

		部長級 (大学卒)			課長級 (大学卒)		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		50～52歳	27～29年	711,841円	44～46歳	21～23年	615,628円
民間企業従業員 (企業規模)②	5,000人以上の企業	50～52歳	27～29年	834,601円	44～46歳	21～23年	674,179円
	1,000～ 4,999人の企業			711,567円			568,185円
	500～999人の企業			622,314円			568,575円
	100～499人の企業			622,032円			458,659円

差引 (①-②)	5,000人以上の企業	50～52歳	27～29年	▲ 122,760円	44～46歳	21～23年	▲ 58,551円
	1,000～ 4,999人の企業			274円			47,443円
	500～999人の企業			89,527円			47,053円
	100～499人の企業			89,809円			156,969円

		係長級 (大学卒)			係員級 (大学卒) ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	391,478円	26～28歳	3～5年	251,555円
民間企業従業員 (企業規模)②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	463,597円	26～28歳	3～5年	282,347円
	1,000～ 4,999人の企業			366,029円			275,029円
	500～999人の企業			368,618円			252,784円
	100～499人の企業			343,451円			246,139円

差引 (①-②)	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	▲ 72,119円	26～28歳	3～5年	▲ 30,792円
	1,000～ 4,999人の企業			25,449円			▲ 23,474円
	500～999人の企業			22,860円			▲ 1,229円
	100～499人の企業			48,027円			5,416円

- (注) 1. 年齢及び勤続年数は、民間企業従業員の平均及び在職者数の最も多い階層を考慮して設定している。  
(その2において同じ。)
2. 大阪市職員の平均給与月額は、平成27年4月1日現在における行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。

その2 給与減額措置後

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		50～52歳	27～29年	679,597円	44～46歳	21～23年	587,643円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	50～52歳	27～29年	834,601円	44～46歳	21～23年	674,179円
	1,000～ 4,999人の企業			711,567円			568,185円
	500～999人の企業			622,314円			568,575円
	100～499人の企業			622,032円			458,659円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	50～52歳	27～29年	▲ 155,004円	44～46歳	21～23年	▲ 86,536円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 31,970円			19,458円
	500～999人の企業			57,283円			19,068円
	100～499人の企業			57,565円			128,984円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	380,111円	26～28歳	3～5年	248,420円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	463,597円	26～28歳	3～5年	282,347円
	1,000～ 4,999人の企業			366,029円			275,029円
	500～999人の企業			368,618円			252,784円
	100～499人の企業			343,451円			246,139円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	▲ 83,486円	26～28歳	3～5年	▲ 33,927円
	1,000～ 4,999人の企業			14,082円			▲ 26,609円
	500～999人の企業			11,493円			▲ 4,364円
	100～499人の企業			36,660円			2,281円

- (注) 1. 大阪市職員の平均給与月額は、平成27年4月1日現在における行政職給料表適用者の、給与減額措置後の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。  
 2. 大阪市職員は、給与減額措置として、給料月額（局長級▲6.5%、部長級・課長級▲5.5%、課長代理級以下▲1.5%～▲4.5%）及び管理職手当（▲5%）の減額が実施されている。